

第 7 号議案

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の整備の必要があるので、この案を提出するものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(豊後大野市情報公開条例の一部改正)

第1条 豊後大野市情報公開条例(平成17年豊後大野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第17条」に、「不服申立て等」を「審査請求等」に、「第19条」を「第18条」に、「第32条」を「第33条」に改める。

第15条第3項中「第19条において」を「以下」に改める。

第18条を削る。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求等

第3章第1節中第19条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第19条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第22条第1項に規定する豊後大野市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第20条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「若しくは決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定

等」を「審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第 22 条第 1 項第 1 号中「第 19 条」を「第 19 条第 1 項」に改める。

第 23 条第 1 項及び第 3 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 4 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 24 条の見出しを「(審査会の調査審議の手續等)」に改め、同条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「申出」を「申立て」に、「認めることができる」を「認めなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審査会がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

第 24 条第 2 項中「前項」を「前項本文」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「複写」を「写しの交付」に、「応ずるよう努めなければ」を「応じなければ」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 審査会は、前項の規定による閲覧又は写しの交付を求められたときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第 32 条を第 33 条とし、第 31 条の次に次の 1 条を加える。

(費用負担)

第 3 2 条 この条例の規定による公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 第 16 条の規定による公文書の写しの交付又は第 24 条第 2 項の規定による意見書若しくは資料の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

附則第 5 項中「第 18 条」を「第 32 条」に改める。

(豊後大野市個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 豊後大野市個人情報保護条例（平成 17 年豊後大野市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に、「第 31 条」を「第 30 条の 2」に改める。

第 26 条第 1 項中「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定による不服申立て等」を「審査請求」に改める。

第 2 章第 3 節の節名を次のように改める。

第3節 審査請求等

第2章第3節中第31条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第30条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第31条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第31条 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報を訂正請求により求められた訂正の内容どおり訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報を利用停止等請求により求められた内容どおり利用停止等をする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第32条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第33条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第39条第1項第6号中「第31条」を「第31条第1項」に改める。

第 40 条第 4 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 41 条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審査会がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

第 41 条第 2 項中「前項」を「前項本文」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 42 条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 43 条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧又は写しの交付を求められたときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第 44 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 45 条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 48 条第 2 項中「及び第 2 項」を「若しくは第 2 項又は第 43 条第 1 項」に改める。

(豊後大野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 3 条 豊後大野市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年豊後大野市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第 4 条第 3 項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 13 条第 1 項」を「行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）第 3 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条第 2 項ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第 11 条第 1 項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(豊後大野市行政手続条例の一部改正)

第4条 豊後大野市行政手続条例（平成17年豊後大野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(豊後大野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 豊後大野市職員の給与に関する条例（平成17年豊後大野市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(豊後大野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 豊後大野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年豊後大野市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(豊後大野市税条例の一部改正)

第7条 豊後大野市税条例（平成17年豊後大野市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(豊後大野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例第3条による改正後の豊後大野市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項及び第4項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について

固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である申出を除く。）については、なお従前の例による。